



島根県報

平成24年8月7日（火）

第2,416号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|----------------------------|---------------------|---|
| 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 | （障がい福祉課） | 2 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 | （農 村 整 備 課） | 2 |
| 土地改良区の定款変更の認可 | （ ” ） | 3 |

【公 告】

| | | |
|----------------------|-------------|---|
| 平成24年度秋期島根県狩猟免許試験の実施 | （森 林 整 備 課） | 3 |
|----------------------|-------------|---|

告 示**島根県告示第468号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成24年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 児童発達支援

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|------------------------|-----------------------|-----------------|---------------|
| 特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも | C S いずも放課後デイサービス斐川事業所 | 出雲市斐川町富村1902-25 | 平成24年 8 月 1 日 |

2 放課後等デイサービス

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|------------------------|-----------------------|-----------------|---------------|
| 特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも | C S いずも放課後デイサービス斐川事業所 | 出雲市斐川町富村1902-25 | 平成24年 8 月 1 日 |
| 社会福祉法人真和会 | 櫻苑 | 安来市植田町226-10 | 平成24年 8 月 1 日 |

島根県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

邑智郡川本町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

樋口 忠三 邑智郡川本町大字川本1565
 嶋田 慎司 邑智郡川本町大字川本331-1
 遠藤 幸秀 邑智郡川本町大字川本1958-2
 大畑 隆志 邑智郡川本町大字川下3446-1
 伊藤 隆男 邑智郡川本町大字小谷52
 山根 昭久 邑智郡川本町大字三俣135
 市原 義弘 邑智郡川本町大字南佐木407
 山下 辰三 邑智郡川本町大字田窪309

監事

原 幸男 邑智郡川本町大字北佐木206
 大迫 幸人 邑智郡川本町大字川本854

2 就任年月日

平成23年 7 月 9 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

樋口 忠三 邑智郡川本町大字川本1565
 嶋田 慎司 邑智郡川本町大字川本331-1
 遠藤 幸秀 邑智郡川本町大字川本1958-2
 中木 克紀 邑智郡川本町大字因原350-1
 大畑 隆志 邑智郡川本町大字川下3437-1
 徳永 信義 邑智郡川本町大字湯谷1027
 伊藤 隆男 邑智郡川本町大字小谷52
 山根 昭久 邑智郡川本町大字三俣135
 坂根 剛 邑智郡川本町大字三原680
 市原 義弘 邑智郡川本町大字南佐木407
 山下 辰三 邑智郡川本町大字田窪309
 木村 國樹 邑智郡川本町大字湯谷371-2

監事

原 幸男 邑智郡川本町大字北佐木206
 竹下 禎彦 邑智郡川本町大字三原149-6
 上田 武人 邑智郡川本町大字小谷174

島根県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平田斐伊川以北土地改良区の定款変更を平成24年7月31日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成24年度秋期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成24年 8 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

| 科 目 | 検 査 事 項 |
|---------|-------------------------|
| 視 力 | 視力及び視野の検査 |
| 聴 力 | 聴力の検査 |
| 運 動 能 力 | 歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査 |

(2) 知識試験

| 科 目 | 時 間 |
|---------------------|-----|
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 | 90分 |
| 鳥獣の保護管理 | |
| 猟具に関する知識 | |
| 鳥獣に関する知識 | |

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

| 免許の種類 | 試 験 事 項 |
|---------|---|
| わな猟免許 | <ol style="list-style-type: none"> 1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又は剥製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。 |
| 第1種銃猟免許 | <ol style="list-style-type: none"> 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又は剥製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |
| 第2種銃猟免許 | <ol style="list-style-type: none"> 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又は剥製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。 |

4 開催日時、場所等

| 月 日 | 時 間 | 所在地及び会場名 | 対 象 区 域 |
|-----------|-------|----------------------|---------|
| 9月29日（土） | 午前9時～ | 浜田市片庭町254 浜田合同庁舎 | 県内全域 |
| 10月13日（土） | 午前9時～ | 出雲市大津町1139 出雲合同庁舎 | 県内全域 |

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

| | | |
|----------------------|----------------------|--------|
| 1 法第49条各号のいずれかに該当する者 | (1) わな猟免許 | 2,900円 |
| | (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 | 3,900円 |
| 2 1以外の者 | (1) わな猟免許 | 3,900円 |
| | (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許 | 5,200円 |

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及第二グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室（電話0852-22-5160）

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、隠岐支庁農林局林業振興・普及第二グループ、各農林振興センター林業振興グループ又は各農林振興センター地域事務所総務・鳥獣スタッフにすること。